

事業年度評価（各事業年度の業務実績の評価）の全体構成について

○地方独立行政法人法

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

調査・分析
（項目別評価）

【法人（病院）】

① 業務実績報告・自己評価

- ・年度計画の実施状況を自己評価
（病院：中期計画の中項目ごと）
- ・その他、特記事項を記載

【第1回評価委員会】

② 実績の検証

- ・法人による自己評価を中項目ごとに検証
※計画設定の妥当性を含めて検証

【第2回評価委員会】

③ 大項目ごとの集計・検証概要

- ・②の検証結果を中期計画の大項目ごとに集計
- ・検証結果全体の概要を示す

調査・分析（項目別評価）の結果を踏まえて

総合的な評定
（全体評価）

【第2回評価委員会】

④ 全体評価

- ・中期計画の全体的な実施状況について、総合的な評定を行うとともに、記述式で総括的に評価
※②実績の検証の対象ではない項目（自己評価対象大項目に属するもの以外の項目）については、業務実績報告書に記載された年度計画の実施状況等を確認し、総合的な評定を行う上での参考事項とする。

★事業年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが（法第28条第2項）、※中期計画を各事業年度においてどの程度実施するかは年度計画に示されるものであることから、年度計画の実施状況を調査・分析することにより行う。

※岐阜県地方独立行政法人法施行細則

第5条 法第27条第1項に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該年度において実施すべき事項を記載しなければならない。